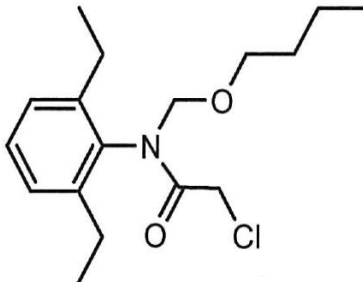


水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料
ブタクロール
(再評価)

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	<i>N</i> -ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド				
分子式	C ₁₇ H ₂₆ ClNO ₂	分子量	311.9	CAS 登録番号 (CAS RN®)	23184-66-9
構造式					

2. 作用機構等

ブタクロールは、酸アミド系除草剤であり、その作用機構は、超長鎖脂肪酸の合成の阻害である (HRAC : 15^{※1})。

本邦での初回登録は1973年である。

製剤は粒剤、水和剤及び乳剤が、適用作物は稲等がある。

原体の輸入量は126.7 t (令和2年度^{※2})、176.9 t (令和3年度^{※2})、158.4 t (令和4年度^{※2})であった。

※1 参照 : <https://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>

<https://www.hracglobal.com/>

※2 年度は農薬年度 (前年10月～当年9月)、出典 : 農薬要覧-2023- ((社) 日本植物防疫協会)

3. 各種物性等

外観・臭気	無色透明液体、無臭	土壌吸着係数	$K_{F_{OC}}^{ads} = 1,300 - 4,400 (25^{\circ}C)$
融点	$< -25^{\circ}C$	オクタノール／水分配係数	$\log Pow = 4.42$ ($25^{\circ}C$ 、純水)
沸点	$226^{\circ}C$ で分解のため 測定不能	生物濃縮性	$BCF_{ss} = 160$ (試験濃度：0.13 mg /L)
蒸気圧	2.5×10^{-4} Pa ($25^{\circ}C$)	密度	1.1 g/cm^3 ($20^{\circ}C$)
加水分解性	安定 (pH3、6、9 ; $25^{\circ}C$)	水溶解度	16 mg/L ($20^{\circ}C$)
水中光分解性	半減期 17.2 日 (東京春季太陽光換算 74.1 日) (滅菌蒸留水、pH6.5、 $25^{\circ}C$ 、 425 W/m^2 、300—800 nm) 15.4 日 (東京春季太陽光換算 66.4 日) (滅菌自然水、pH9.0、 $25^{\circ}C$ 、 425 W/m^2 、300—800 nm)		
pKa	水に難溶のため測定できず		

Ⅱ－１．安全性評価

許容一日摂取量（ADI）	0.01 mg/kg 体重/日
食品安全委員会は、令和5年11月1日付けで、ブタクロールの ADI を 0.01 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果（第2版）を農林水産省に通知した。 なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうち最小値 1.0 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。	

Ⅱ－２．水質汚濁に係る登録基準値

登録基準値	0.02 mg/L
以下の算出式により登録基準値を算出した。 ¹⁾	
$0.01 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ / } 2 \text{ (L /人/日)} = 0.0266\cdots \text{ (mg/L)}$	
ADI	平均体重 10 %配分 飲料水摂取量

¹⁾ 登録基準値は、体重を 53.3 kg、飲用水を 1 日 2 L、有効数字は 1 桁（ADI の有効数字桁数）とし、2 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	0.3 mg/L
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和 2 年 3 月 27 日付け環水大土発第 2003271 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

再評価に伴い提出された申請資料によれば、本農薬は製剤として粒剤、水和剤、乳剤があり、適用農作物等として稲等がある。

2. 水濁 PEC の算出

（1）－ 1 水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	移植水稻	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g/ha） （左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値）	① 1,600 ② 1,500
剤 型	① 32%乳剤 ② 5.0%粒剤	N_{app} : 総使用回数（回）	2
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	① 500 ml/10a ② 3 kg/10a	A_p : 農薬使用面積（ha）	50
地上防除/航空防除の別	地上防除		
使用方法	①原液湛水散布 ②湛水散布		
使用回数	①1 回 ②1 回		

(1) - 2 非水田使用時の水濁 PEC (第 1 段階)

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	直播水稻	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値)	4,800
剤 型	32%乳剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	1
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	1,500 ml/10a (10a 当たり薬剤 1,500 ml を希釈水 50~100 L に添加)	D_{river} : 河川ドリフト率 (%)	0.2
		Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除の別	地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	全面土壌散布※	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5
使用回数	1 回	f_u : 施用方法による農薬流出補正係数	1

※ 入水 15 日前までの使用

(1) - 3 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時(第 1 段階)	0.04126...
非水田使用時(第 1 段階)	0.000105...
うち地表流出寄与分	0.000105...
うち河川ドリフト寄与分	0.000000...
合 計 ¹⁾	0.04137... ÷ <u>0.04 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 1 桁とし、2 桁目を四捨五入して算出した。

(2) - 1 水田使用時の水濁 PEC (第2段階)

第1段階の水濁 PEC が登録基準値を超えることから、PEC が最も高くなる使用方法(下表左欄)について第2段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	移植水稻	I : 単回の農薬使用量(有効成分 g /ha)	①600 ②1,500
剤 型	①12%乳剤 ②5%粒剤	N_{app} : 総使用回数 (回)	2
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	① 500 mL/10a ②3 kg/10a	A_p : 農薬使用面積 (ha)	50
		f_p : 施用法による農薬流出係数 (-)	1
地上防除/航空防除の別	地上防除	止水期間	② 4 ②7
使用方法	①原液湛水散布 ②湛水散布	$K_{F^{ads}}^{oc}$: 土壌吸着係数	1,747
使用回数	①1 回 ②1 回	ドリフト量の考慮	考慮せず
水質汚濁性試験成績 (mg/L)			
0 日		①1.9 ¹⁾	②0.49
1 日		①1.3 ¹⁾	②0.95
3 日		①0.34 ¹⁾	②0.7
7 日		①0.028 ¹⁾	②0.0692
14 日		①0.0038 ¹⁾	②0.0022
水濁 PEC (第2段階) (mg/L)		0.00030645...	

1) 32%乳剤 500 mL/10a (1,600 [有効成分 g/ha]) による試験データ

(2) - 2 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC _{Tier2} (mg/L)
水田使用時 (第2段階)	0.0003064 ...
非水田使用時 (第1段階)	0.0001057...
うち地表流出寄与分	0.0001054...
うち河川ドリフト寄与分	0.0000002...
合 計 ¹⁾	0.0004121 ... ÷ 0.0004 (mg/L)

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 1 桁とし、2 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総 合 評 価

水濁 PEC は 0.0004 mg/L であり、登録基準値 0.02 mg/L を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大摂取量 (mg/人/日) ¹⁾	対 ADI 比 (%) ²⁾
0.037	7.0

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成 24 年 6 月 12 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算

<検討経緯>

平成 24 年 10 月 30 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 32 回）

令和 6 年 3 月 14 日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第 91 回）